

(別紙 気象警報等発令時における対応について)

社会福祉法人岳瑛

気象警報等発令時における対応について (030514 改定)

令和 03 年 05 月 14 日

気象警報等発令時の子ども達の安全を確保するために、次のとおり基準を策定しました。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

本基準の気象警報とは、呉市に発令されたものです。NHK テレビ (データ放送 - d ボタンで呉市の情報を確認)

1. **呉市に特別警報または警戒レベル 4 (避難指示) 以上が発令されている場合**
休園します。
登園されている場合は、ご自身の安全を確保の上、迎えに来て下さい。
2. **午前 6 時 30 分の時点で呉市に気象警報または警戒レベル 3 が発令されている場合**
原則、登園自粛を要請します。また、注意報等であっても、危険が予測される場合は、保護者の判断で登園を見合わせてください。
3. **午前 6 時 30 分過ぎから午前 9 時 30 分 (教育・保育開始時刻) の間に気象警報または警戒レベル 3 が発令された場合**
 - (1) 園児が自宅にいる場合は原則、登園自粛をおすすめします。
 - (2) 園児が登園している場合及び登園中は、園長の判断により保護者にお迎えを依頼します。ご自身の安全を確保の上、できる限り早くお迎えをお願いいたします。
4. **午前 9 時 30 分以後に気象警報が発令された場合**
園長の判断により保護者にお迎えを依頼します。ご自身の安全を確保の上、できる限り早くお迎えをお願いいたします。
5. **その他**
 - (1) 警報等発令時、施設の運営状況は、原則岳瑛 HP でご確認ください。
ネット環境が遮断された場合、本法人が情報更新出来ないと判断された場合は、開園時間内にお電話下さい。ただし全員避難している場合は、電話には出られません。
非常時には、ご自身で身の安全の確保をお願い致します。
 - (2) 自宅待機する場合においても、園にご連絡下さい。
 - (3) 気象警報等にかかわらず、園長が危険と判断した場合は、臨時休園することがあります。
 - (4) 園長の判断が不能の時は、それに準ずる職員が判断します。